

体育部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 関東ろう連盟体育部と称する。略称「関東ろう連体育部」とし以下「体育部」という。

(事務局)

第2条 体育部の事務所は部長宅または必要と認める所に置く。

(目的)

第3条 ろう者スポーツの普及、発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前項の目的を達成するために次の事業を行うこと。

- (1) 関東ろう者体育大会の開催、スポーツに関する事業を行うこと。
- (2) 関東ろう者スポーツ指導者（役員、コーチ、トレーナー等）及び選手の育成につとめること。
- (3) 国内におけるろう者スポーツ団体との交流、関係の競技大会への役員、選手派遣等を行うこと。
- (4) スポーツに関する研修会を開催し、各県聴覚障害者団体のスポーツ活動を育成、指導を行うこと。
- (5) ろう者スポーツに関する研究調査及び出版を行うこと。
- (6) 障害者スポーツ団体と連帯して、その事業に取り組むこと。
- (7) ろう者スポーツ関係の功労者及び優秀ろう者選手を表彰する事業を行うこと。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(加入できる組織)

第5条 関東ろう連盟に加盟している団体体育部に属する者をもって構成する。

(登録、参加資格)

第6条 登録、参加資格については、別の規程に定める。

第3章 役員

(種別)

第7条 体育部の会議は役員会、委員会、競技委員会、代議員会の4種類とする。

(役員)

第8条 体育部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計部長 1名
- (5) 委員 4名
- (6) 監事 2名

(部長及び副部長)

第9条部長・副部長は、役員会の互選により定める。

2、部長は、体育部を代表して会務を総括する。副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けるときは、これを代理する。

(委員)

第10条

委員は、加入組織された体育部長に選出されたものが自動的に就任する。

2. 役員は、合議の上、スポーツに理解のある学識経験者を委員に推挙することができる。

(監 事)

第 11 条 監事は、代議員会から 2 名選出する。且つ代議員総数の 2 分の 1 以上承認を得なければ、これを行うことができない。

2. 監事は、会務を監査する。
3. 監事は、体育部委員会に出席して意見を述べることができる。

(競技委員)

第 12 条 体育部の機関として、競技委員会を置く。

2. スポーツに理解ある技術経験者を委員会の（様式 1）で委員長が関東ろう連盟理事会の了解を得て、加盟団体長へ了承を得ること。
3. 競技委員は、議決に従い、会務を掌理する。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2. 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 14 条 ふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中といえども委員会及び代議員会の議決によりこれを解任することができる。

第 4 章 委員会

(構 成)

第 15 条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。
(委員会の職務)

第 16 条 委員会は、次の会務を執行する。

- (1) 大会に関する事務
- (2) 登録に関する事務
- (3) 表彰に関する事務
- (4) 事業計画及び収支予算についての事項
- (5) 事業報告及び収支決算についての事項
- (6) 代議員に対する提議に関する審議
- (7) 関東ろう連盟体育部委員会に対する提議に関する審議
- (8) スポーツ委員会に対する提議に関する審議
- (9) 本規約の改正
- (10) その他議決を要する重要な事項

(委員会の議長)

第 17 条 委員会の議長は、部長があたる。

(委員会の招集)

第 18 条 委員会は、毎年 4 回委員長が招集する。ただし委員長が必要と認めるとき又は、委員現在数の 2 分の 1 以上から委員会の目的事項を示して請求のあったときは、3 ヶ月以内に臨時委員会を招集しなければならない。

(委員会の定足数等)

第 19 条 委員会は、委員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

第 5 章 代 議 員 会

(代議員会の職務)

第20条 次に掲げる事項については、代議員会で議決する

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 表彰に関する報告
- (4) 本規約の改正
- (5) その他議決を要する重要な事項

(代議員会の招集)

第21条 代議員会は、1ヶ月前に日時、会場、議案を明記した招集状によらなければならない。

- 2, 委員長が必要と認めるとき、又は代議員総数の過半数以上から請求があった日から2ヶ月以内に委員長は、代議員会を随時招集しなければならない

(代議員会の定足数等)

第22条 代議員会は、委任状(様式3)を含めて代議員総数の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2, 出席代議員の過半数の同意をもって議決する。可否同数のときは、議長がこれを決める。

(代議員会の議長)

第23条 代議員会の議長は、出席者の中から1名を選出する。

(代議員から提案)

第24条 代議員は、代議員会に提案する事項を毎年4月末までにその議案並びに内容(様式4)を各体育部長を通じて委員長あてに提出しなければならない。

(代議員の構成)

第25条 代議員会は、部長及び加入団体(体育部)が推薦する4名の代議員をもって構成する。

- (1) 役員(加入団体の体育部長)1名
- (2) 団体(加入団体の推薦)3名

(代議員の名簿)

第26条 代議員は、代議員名簿(様式2)を4月末までに提出しなければならない。

(代議員の任期)

第27条 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2, 任期中に事情によりやむを得ず退任する場合、変更届(様式5)を届出しなければならない。
- 3, 代議員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお職務を行うものとする。

第6章 資産及び会計

(資産及び収入)

第28条

資産及び収入は、次のとおりとする

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる収益
- (3) 登録料
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金
- (6) 寄付金
- (7) スポーツ基金
- (8) その他の収入

(予算)

第29条 体育部の事業計画に伴う収支の予算は、体育部委員会が編成して、代議員会において議決を得

て、関東ろう連盟理事会の承認を得るものとする。

(決算)

第30条 体育部の収支決算は、代議員会において議決を得て、関東ろう連盟理事会の承認を得るものとする。

(剰余金)

第31条 会計年度の終わりに剰余金があるときは、次年度に繰越し、又はスポーツ基金に繰入れることが出来る。

(スポーツ基金)

第32条 スポーツ基金は、代議員会において議決を得て、関東ろう連盟理事会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第33条 会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第34条 (設立年月日) 体育部規約は、1990年4月30日(平成2年4月30日)に設立。

第35条 この規約に定めるもののほか体育部の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

(内規)

第36条 体育部委員会に関する内規については、別にこれを定める。関東ろう連盟理事会の了承を得ること。

(規約の改正)

第37条 体育部の規約の改定は代議員会において過半数以上の議決を必要とする。

関東ろう連盟理事会において過半数以上の議決を必要とする。

関東ろう連盟評議員会は3分の2以上の承認を必要とする。

附則

この規約は、1990年8月10日(平成2年8月10日)施行

この規約は、1997年6月1日(平成9年6月1日)全面改

この規約は、2002年5月12日(平成14年5月12日)一部改正

この規約は、2004年5月22日(平成16年5月22日)一部改正

この規約は、2009年4月6日(平成21年4月6日)全面改正

この規約は、2014年3月23日(平成26年3月23日)一部改正

2017(平成29)年4月23日一部改定